

公 告

栄町一般競争入札第5号

一般競争入札（事前審査型）の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（事前審査型）を次のとおり実施する。

なお、この入札は、ちば電子調達システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和7年7月28日

栄町長 橋 本 浩



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 案 件 名 キッチンカー購入
- (2) 納 入 場 所 栄町役場（印旛郡栄町安食台一丁目2番）
- (3) 事 業 期 間 栄町議会の議決を得た日の翌日から令和8年3月25日
- (4) 事 業 等 の 概 要 別紙仕様書等のとおり
- (5) 予 定 価 格 事後公表
- (6) 最 低 制 限 価 格 無
- (7) 入 札 方 法 本入札は、電子入札システムを使用して行う一般競争入札である。
- (8) そ の 他 本入札の参加者又は入札した者が1人の場合にも入札の執行は継続する。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、令和6・7年度入札参加資格者名簿（物品一車両（大分類）一特殊用途自動車（中分類））に登録されている者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は栄町財務規則（平成9年栄町規則第4号）第121条第1項の規定による制限を受ける者ではないこと。
- (2) この公告の日から当該物品購入（キッチンカー）の入札の期日までの間、栄町建設工事請負業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けた日から起算して2年を経過していない者
 - ② 本件物品購入（キッチンカー）の入札の期日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがあった者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による更生手続開始の決定がされていない者
 - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による再生手続開始の決定がされていない者
- (4) 栄町建設工事等暴力団対策要綱第2条第1項及び第2項の措置を受けていない者である

こと

- (5) 栄町暴力団排除条例（平成23年栄町条例第16号）第2条第3項に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者と認められていない者であること。
- (6) 自社の代表者と同一人が代表を務める別法人の、参加資格を認めていないこと。

3 入札参加申請及び資格確認等

入札への参加を希望する者は、以下により入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和7年7月28日（月） 午前9時00分から
令和7年8月 6日（水） 午後5時00分まで
- (2) 申請方法 電子入札システムにより、「参加資格確認申請書」及び「入札参加申請提出時添付書類（自己申告書）」を添付して申請すること。
「ちば電子調達システム」内の「電子入札システム」
<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
- (3) 参加資格の有無
参加資格については、電子入札システムにより「競争参加資格確認通知書」を令和7年8月12日（火）までに通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。
説明を求める場合は、資格がないと通知された日から起算して3日以内に、企画財政課に説明を求める旨の書面を持参して行わなければならない。
- (5) 理由の説明については、説明を求められた日から3日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に書面により行う。

4 契約条項等の閲覧及び質疑について

次のとおり、本件業務に係る契約書（案）及び仕様書並びに電子入札約款（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

- (1) 設計図書等の閲覧は、令和7年7月28日（月）から令和7年8月6日（水）までに電子入札システムPPI又は企画財政課で行うこと。ただし、企画財政課における閲覧は、土曜日及び日曜日を除くとともに、午前9時00分から午後5時00分の間に行うこと。
- (2) 設計図書等に対する質問がある場合は、栄町くらし安全課に書面（ファクシミリ又は電子メール）により令和7年8月12日（火）午後5時00分までに提出すること。
電子メールで質問書を送付する場合は、件名に「案件名」及び質問である旨を記載し、本文には、事業者名、担当者名、返信先を記入の上、質問（任意様式）を添付して送付すること。なお、質問に対する回答は、令和7年8月14日（木）までに栄町ホームページ（「ビジネス・産業」→「入札・契約情報」→「入札・契約情報」）により行う。

提出先：栄町くらし安全課 電話：0476-33-7710 FAX：0476-95-4274

E-mail：bousai@town.sakae.chiba.jp

5 入札執行

(1) 入札提出方法

- ①入札受付期間 令和7年8月19日（火）午前9時00分から
令和7年8月20日（水）午前10時00分まで

②入札金額と入札金額内訳書を電子入札システムにより提出すること。

(2) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、栄町財務規則第127条の4第1項の規定により、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、落札価格の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(3) 入札書に記載する金額は、消費税課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額内訳書に記載した税抜きの総額を入力すること。

(4) 入札金額内訳書は、この公告の入札金額内訳書を使用すること。

(5) 入札参加者は、入札締切り日時までは電子入札システムにより入札を辞退することができ、これを理由として辞退以後、不利益な取り扱いを受けることはない。

(6) 開札日時

令和7年8月21日（木） 午前10時00分に電子入札システムにより行う。

6 入札の無効

次に該当する場合は、入札を無効とする。

(1) この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者、及び虚偽の申請を行った者並びに電子入札約款等入札に関する条件に違反した者が入札した場合。なお、入札参加資格を有すると認められた者であっても、その確認後指名停止を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加することができない。

(2) 入札金額内訳書を提出しない場合

(3) 設計図書等を入札参加業者間で貸借した場合又は設計図書等のコピー等を授受した場合

(4) その他入札金額内訳書の記載内容及び入札金額積算に必要な資料の入手方法について、疑義が生じた場合

7 落札者の決定

(1) 有効な入札のうち、税抜予定価格の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を定める。

8 落札価格及び契約価格の決定

入札金額内訳書に記載された1. 車両購入、2. キッチンカー架装、3. 代行手数料等の合計金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額及び入札金額内訳書に記載された4. 諸税等を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）をもって落札価格とする。

9 契約の締結

落札者決定後、その決定を受けた日から5日以内に仮契約を締結しなければならない。なお、当該契約は、栄町議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずる。

10 留意事項

(1) システム障害

- ① 電子入札システムに障害等やむを得ない事業が生じた場合は、入札日時を延期し、又は紙入札への移行をすることがある。
- ② 入札参加者において、システム障害その他電子入札システムによる入札参加が困難な場合は、栄町電子入札システム運用基準 3-7「電子入札案件に紙入札業者として参加する場合」に定めるとおりとする。
- (2) 提出された参加資格確認申請書等は返還しない。なお、法令又は上程に基づく場合、申請者の同意のある場合等を除き、入札参加資格の確認以外の目的の為に利用し、又は提供しない。
- (3) 異議申し立て
 - ① 入札参加者は、入札後、仕様書等の不明その他の理由をもって、異議を申し立てることはできない。
 - ② 入札の執行は、栄町の都合により、又は入札を更生に執行することができないと認めるときは、開札の日時を延期し、又は取りやめることがある。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。
- (4) この公告に記載する事項以外の事項については、栄町電子入札システム運用基準及び栄町電子入札約款のとおりとする。

1.1 問い合わせ先

(1) 入札に関すること。

栄町企画財政課 財政班

電話：0476-33-7773 FAX：0476-95-4274

E-mail：zaisei@town.sakae.chiba.jp

(2) キッチンカー購入に関すること。

栄町くらし安全課 災害対策班

電話：0476-33-7710 FAX：0476-95-4274

E-mail：bousai@town.sakae.chiba.jp